6. 入居申込書　記入例

※申込資格等の詳細は４～13ページを参照ください。

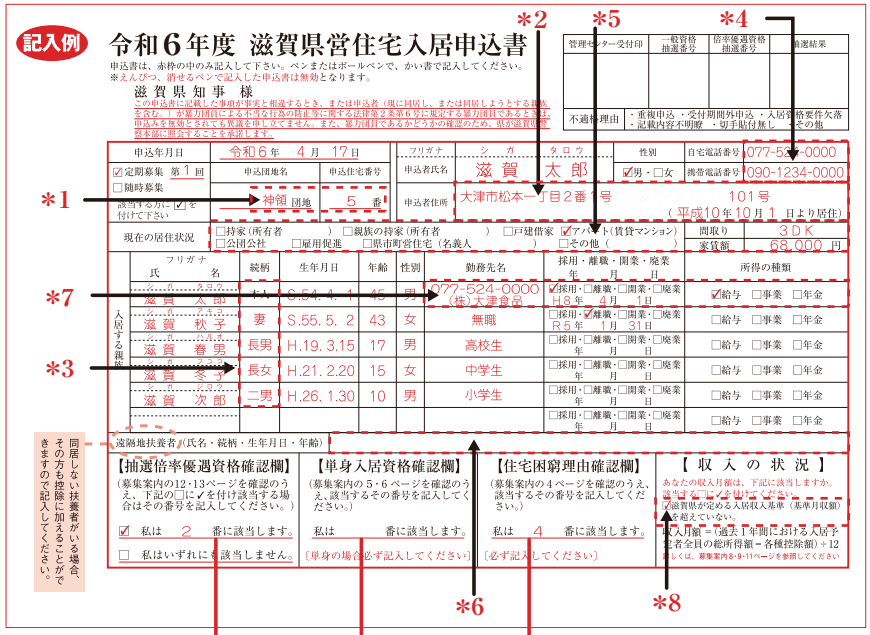

＊１ ＊２ ＊３ ＊４ ＊５ ＊６ ＊７＊８は右ページを参照

倍率優遇を、下記より選んで、番号を記入してください。
※要件など、詳しくは12・13ページをご覧ください。

①母子・父子世帯
②多子世帯
③高齢者世帯（単身世帯は除く）
④障害者世帯
　身体障害者：１級から４級まで
　精神障害者：１級から３級まで
　知的障害者：精神障害者の程度に相当する程度
⑤配偶者からの暴力被害者
　（DV被害者）
⑥犯罪被害者
⑦戦傷病者世帯
⑧原爆被爆者世帯
⑨引揚者世帯
⑩ハンセン病療養所入所者等世帯

単身申込要件を、下記より選んで、番号を記入してください。
※要件など、詳しくは５・６ページをご覧ください。

①高齢者
②障害者
　身体障害者：１級から４級まで
　精神障害者：１級から３級まで
　知的障害者：精神障害者の程度に相当する程度
③戦傷病者
④原子爆弾被爆者
⑤生活保護の被保護者、中国残留邦人等に係る支援給付受給者
⑥海外からの引揚者
⑦ハンセン病療養所入所者等
⑧配偶者からの暴力被害者（ＤＶ被害者）
⑨犯罪被害者
⑩保護観察中の者
⑪児童養護施設等に入所等されていた者

申し込みにあたっての注意事項

ペンまたはボールペンにて記入願います。
（鉛筆、消えるペンで記入した場合は無効になります。）
申込みは、１世帯につき、１通しか申し込めません。２通以上申込の場合や郵送と電子申請による申込が重複した場合も、すべて無効となります。

＜申込不可＞
- 社会通念上、不自然と思われる世帯分離、家族構成での申込み
- 持家のある方（原則不可）

＜失　　格＞
- 事実と違うことを記入して申込み
- 入居資格審査時に必要な書類を提出せず、申込資格のあることを証明できない場合
- 民法上の成人に達しない方の申込み

①　申込書に必要事項を記入し、県営住宅管理センターへ専用封筒にて郵送してください。
（申込受付最終日の当日消印有効）
滋賀県営住宅管理センターに直接持参していただいても結構です。
また、電子申請（滋賀県営住宅管理センターのホームページから申込み）もできます。
※電子申請は申込受付初日の８時30分～最終日の午後５時15分

②　申込書投函後は、申込用紙に記入された内容の変更はできません。

困窮理由を下記より選んで、番号を記入してください。

①部屋が狭い。
　（居住部分が１人あたり4.5畳以下の場合）
②住宅がないため親族（婚約者を含む）と同居できない。
③通勤に片道１時間以上かかる。
④家賃が高い。
　（８・９ページで計算した収入月額に対する家賃「権利金を含む」の割合が25％以上の場合）
⑤家主から正当な理由により立退き要求をうけている。
　（自己の責めに帰すべき理由に基づく場合は除く）
⑥他の世帯と同居し生活上不便である。
⑦住宅以外の建物または場所に居住している。
⑧不良住宅に居住し、または炊事場・便所等の施設を共有している。
⑨裁判上の判決、和解、調停により、住宅明渡し決定済みである。
⑩立退き問題について、現在裁判所で裁判係争中または借入金超過等のため住宅を明け渡す予定である。（ただし県営住宅入居予定日迄に住宅の明け渡しを完了できる）

記入上、特に注意する点

＊１ 空家一覧表より希望する県営住宅名、住宅番号を記入してください。
＊２ 現在の住所・いつから住んでいるかを記入してください。
＊３ 続柄は必ず記入してください。（婚約者の場合は「婚約者」と記載してください）
＊４ 電話番号は、必ず記入してください。
　電話を所持していない場合は、連絡できる方の名前と電話番号を記入してください。
＊５ 現在お住まいの住宅の状況に☑をつけ、家賃（共益費等抜いた金額）を記入してください。
＊６ 同居はしていないが税法上扶養している親族があれば、遠隔地扶養者欄に記入してください。
＊７ 現在の勤務先名、電話番号、採用日付・所得の種類を記入してください。
　無職の場合は、退職年月日を記入してください。
＊８ 募集案内８・９・11ページをご覧いただき、入居収入基準額を超えていないか確認し、☑をしてください。